

府中市体育施設利用許可申請書

指令第 _____ 号
年 月 日

府中市立総合体育館及び
府中市南の丘体育館
指定管理者 様
(シンコースポーツ・ベッセルテクノサービス共同企業体)

住 所	
団 体 名	
代 表 者	
電 話	
利用責任者	電話

--	--	--

太枠内に必要事項を記入して下さい。

種別・区分 (利用施設)	1. アリーナ (全 ・ 1/2 ・ 1/3) 2. 会議室 3. 控室 4. エントランスホール 5. 屋外ステージ 6. 府中市南の丘体育館					
利用目的					利用人員	名
利用日時	年 月					照明使用時間
	日 (曜日)	時	分	～	時 分 (時間)	時間
	日 (曜日)	時	分	～	時 分 (時間)	時間
	日 (曜日)	時	分	～	時 分 (時間)	時間
	日 (曜日)	時	分	～	時 分 (時間)	時間
	日 (曜日)	時	分	～	時 分 (時間)	時間
	日 (曜日)	時	分	～	時 分 (時間)	時間
	日 (曜日)	時	分	～	時 分 (時間)	時間
	日 (曜日)	時	分	～	時 分 (時間)	時間
	日 (曜日)	時	分	～	時 分 (時間)	時間
建物利用料金 (施設利用料)	@	×	時間	=	(消費税込)	円(小計)
		(小計)×	日分	=		円 ①
電気利用料金 (照 明 料)	@	×	時間	=	(消費税込)	円(小計)
		(小計)×	日分	=		円 ②
空調設備 利用料金 (冷暖房料)	@	×	時間	=	(消費税込)	円(小計)
		(小計)×	日分	=		円 ③
付属設備 利用料金 (付属設備料)			1 日	=	(消費税込)	円(小計)
		(小計)×	日分	=		円 ④
減免の程度	減免 (有 No. _____ ・ 無) 全額減免 ・ 半額減免 (¥ _____)					
利用料金 合計額	(利用料金①+②+③+④)－減免額					<u> </u> ¥
備考						

府中市体育施設利用許可書

指令第 号
年 月 日

領収印

住 所	
団 体 名	
代 表 者	
電 話	
利用責任者	電話

府中市立総合体育館及び
府中市南の丘体育館

指定管理者

(シンコースポーツ・ベッセルテクノサービス共同企業体)

府中市土生町4-1-6-4
TEL：0847-41-8500
FAX：0847-41-8502

次のとおり利用を許可します。

種別・区分 (利用施設)	1. アリーナ (全 ・ 1/2 ・ 1/3) 2. 会議室 3. 控室 4. エントランスホール 5. 屋外ステージ 6. 府中市南の丘体育館		
利用目的		利用人員	名
利用日時	年 月		照明使用時間
	日 (曜日)	時 分 ~ 時 分 (時間)	時間
	日 (曜日)	時 分 ~ 時 分 (時間)	時間
	日 (曜日)	時 分 ~ 時 分 (時間)	時間
	日 (曜日)	時 分 ~ 時 分 (時間)	時間
	日 (曜日)	時 分 ~ 時 分 (時間)	時間
	日 (曜日)	時 分 ~ 時 分 (時間)	時間
	日 (曜日)	時 分 ~ 時 分 (時間)	時間
	日 (曜日)	時 分 ~ 時 分 (時間)	時間
	日 (曜日)	時 分 ~ 時 分 (時間)	時間
建物利用料金 (施設利用料)	@ × 時間 = (消費税込)	円(小計)	
	(小計) × 日分 =	円 ①	
電気利用料金 (照明料)	@ × 時間 = (消費税込)	円(小計)	
	(小計) × 日分 =	円 ②	
空調設備 利用料金 (冷暖房料)	@ × 時間 = (消費税込)	円(小計)	
	(小計) × 日分 =	円 ③	
付属設備 利用料金 (付属設備料)	1日 = (消費税込)	円(小計)	
	(小計) × 日分 =	円 ④	
減免の程度	減免 (有 No. ・ 無) 全額減免 ・ 半額減免 (¥)		
利用料金 合計額	(利用料金①+②+③+④)-減免額		¥
備考			

この許可書をもって領収証書に代えます。裏面の利用許可条件等についての規程もご一読ください。

利用申請の受付・利用許可の条件等についての規程

- 1 施設を利用しようとする者は、利用許可申請書を提出して指定管理者の許可を受けなければならない。また許可に係る事項を変更・取消ししようとするときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、前項の利用許可にあたり、管理上必要があると認めるときは利用上の条件を付けることができる。利用区画については指定管理者が決定することとする。
- 3 利用許可申請書は、
【府中市立総合体育館】利用しようとする日の1年前から提出することができる。
【南の丘体育館】利用しようとする月の前月の20日から提出することができる。
大会については、利用しようとする日の1年前から提出することができる。（※1に別途規定）
いずれも当該日が休館日の場合はその翌日とし、受付開始日の利用申請は来館して行うこととする。翌日からは電話での予約も受け付ける。
ただし、施設主催行事や設備メンテナンス等により、利用できない日時がある。
同一時に同一場所を利用しようとする者が2者以上ある場合には、利用許可申請書の提出順による。申請が同時の場合は、くじによりその利用を許可する者を定める。
（別途府中市立総合体育館利用申請受付規程）
- 4 利用者はその利用許可のときに定められた利用料金を前納しなければならない。
ただし、過去に条例・利用規程等に違反することなく利用実績がある団体などで、大会等での利用のために当日利用時間を延長する可能性がある場合などは、事前協議で指定管理者が認めた場合には、利用後の納付も可とする。
- 5 指定管理者は、利用を許可したときに利用許可書を申請者に交付する。

※1 南の丘体育館利用申請開始日前の利用許可条件についての規定

- (1) 府中市立総合体育館と同時利用する場合の大規模な大会や行事。
 - (2) 府中市が減免利用申請を承認した団体が主催する大会や行事。
-
- 6 指定管理者は、次の場合には体育施設の利用を許可しない。又は利用許可の取り消し、入場の拒否、利用の制限、若しくは停止、退場を命ずることができる。
 - (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (3) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 条例・利用規程に違反があるとき。
 - (5) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたと認められるとき。
 - (6) 明らかに伝染性の疾患にかかっていると認められる者。
 - (7) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯する者。
 - (8) 利用許可の条件又は施設管理者の指示に従わなかったとき。
 - (9) その他管理上支障があるとき又は指定管理者が利用を適当でないと認めるとき。
 - 7 利用者は別紙利用の案内の内容を確認し、利用終了後は直ちに原状に復して返還しなければならない。